

## 令和4年度 地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引上げられ、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されています。

このことより、令和4年度野迫川村当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費について、下記のとおり明示します。

### 《歳入》

地方消費税交付金（社会保障財源分） 5,245千円

### 《歳出》

地方消費税交付金（社会保障財源分）充当対象事業費 11,972千円

令和4年度当初予算における充当経費は下表のとおりです。

### 【地方消費税交付金(社会保障財源分)充当対象事業一覧】

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	老人福祉一般事業	5,436	0	96	0	3,128	1,940	272
	心身障害者医療等支援事業	2,548	660	431	0	0	1,435	22
	児童・生徒医療費給付事業	1,000	0	416	0	0	259	325
保健衛生	予防接種事業	1,033	0	0	0	0	467	566
	成人保健事業	1,955	0	0	0	0	1,144	811
合計		11,972	660	943	0	3,128	5,245	1,996